介護離職防止のための雇用環境整備（第22条第２項、第４項）

① 介護離職防止のための雇用環境整備の実施の概要（令和7年4月1日より義務化）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 全ての労働者に対して研修を実施することが望ましい。少なくとも管理職の者については研修の実施が必要です。 |
| 実施時期 | 定期的に実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法があります。 |
| 併せて周知した方が良いと思われる事項 | 自社の申出窓口、申出様式、申出手順・方法など、介護制度の申出に必要な事項。就業規則（介護制度に関する規定）や社内向けの申出マニュアルなどを周知する方法が考えられます。 |

② 介護離職防止のための雇用環境整備の実施に向けたメール文案

|  |
| --- |
| 研修対象者各位全ての労働者を対象に介護制度についての研修を実施します。東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、介護休業制度・介護休暇制度・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限の資料を確認してください。<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html>また、実際に介護制度の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。介護制度に関する問い合わせは、（例：管理部人事係　内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。 |